

富山県道路パトロール業務 ICT 管理システムサービス仕様書（案）

1 サービスの実施

富山県（以下「発注者」という。）、富山県及び富山県の委託を受けた者（以下「発注者等」という。）に対し、〇〇〇（以下「受注者」という。）は、道路パトロール業務 ICT 管理システムの初期導入及び利用に係るサービス（以下「本サービス」という。）を実施する。

2 サービス実施の前提条件

(1) サービス利用環境準備

以下の機器及びネットワークサービス（以下「発注者環境」という。）を、発注者側であらかじめ準備したうえで、本サービスを利用するものとする。

ア 発注者等の事務所から接続するためのインターネット環境（回線／プロバイダ契約）

イ 発注者等の事務所のパソコン及びプリンター

ウ 発注者等のパソコンで利用する Web ブラウザは Microsoft Edge

(2) 利用者申請書の作成

発注者等は利用ユーザーを選定し、利用部署名や連絡用メールアドレスなど必要事項を記入した所定の「利用者申請書」（以下「申請書」という。）を作成する。

3 機能変更

本サービスのシステムの機能変更を行うときは、事前に発注者に通知するものとする。なお、機能変更に伴い本サービスの機能低下が見込まれるときは、事前に両者協議の上必要な処置を講じるものとする。

4 サービスの提供時間帯

本サービスの提供時間帯は、24時間とする。ただし、サービス環境のメンテナンス等の都合により、一時的に停止する場合には、停止日時をあらかじめ通知するものとする。

5 セキュリティ対策の実施

本サービスにおける ICT システムへの不正アクセスやデータ改ざん、情報漏洩などのセキュリティ事故の防止に努め、別記 1「セキュリティ対策事項」の内容を実施するものとする。また、本サービスにおけるセキュリティ事故の発生を確認した場合は、発注者に報告するとともに、必要な対処を行うものとする。

6 発注者等の協力義務

(1) ユーザーID、パスワードの管理

発注者等は、本サービスを利用するためのユーザーID、パスワードの適切な管理を行うものとする。

(2) 発注者環境の維持

発注者等は、第 2 項(1)記載の発注者環境の維持を行うものとする。

(3) 変更通知

発注者等は、名称、住所、連絡先そのほか申請書の発注者等にかかわる事項に変更があるときは、事前に受注者に通知するものとする。

7 信頼性・可用性の維持

(1) バックアップ

本サービスの運用上のトラブルに備え、サービスの運用状況に応じたシステム環境やデータのバックアップを取得、管理するものとする。

(2) システムの監視

本サービスの予期しない停止に迅速に対応するため、サービス用の設備やネットワークの稼働の監視を実施するものとする。

(3) ログの取得

本サービスへの不正アクセスや故障の原因調査のために、サービスのアクセスログ、システムログを取得し、1年間保管するものとする。

(4) トラブル発生時の措置

本サービスが正常に提供されない等のトラブルを検知したときは、次の事項を実施するものとし、必要な対処を行うに際して、相互に可能な協力を誠実に行うものとする。

発注者等からのトラブルの連絡を受けたときには、当該トラブルの原因所在の調査を行うものとする。その結果、本サービスに原因がある場合、受注者は必要な対処をとるものとする。

発注者等は、発注者等の接続回線環境、発注者環境に原因がある旨の通知を受けたとき、または自らこれらのトラブルを検知したときは、必要な対処をとるものとする。

(5) トラブル発生時の報告

トラブル発生時における発注者等への報告の方法および対処に要する時間などは、協議の上決定するものとする。

8 サービスの中断及び停止

予定されたシステムのメンテナンスや緊急時などやむを得ない事情により本サービスの提供を中断または停止した場合は、その後の対処について発注者と協議の上決定するものとする。

9 サービス終了時のデータの取り扱い

本サービスの終了時においては、速やかに本サービスに登録（入力）したデータを発注者に返却し、消去するものとする。なお、返却方法及び返却期日については発注者及び受注者が協議の上決定するものとする。

10 そのほかのデータの取り扱い

発注者等が本サービスで入力したデータ（コンテンツ）を、発注者への確認及び許可なく改変しないものとする。

11 知的財産権の帰属

本サービス及び本サービスに使用するソフトウェアの著作権は受注者または第三者に帰属するものとする。また、本サービスに関連して発注者等に提供したドキュメントの著作権も受注者に帰属するが、発注者等は本サービスを利用するために必要な範囲で、それらのドキュメント（ただし、受注者が秘密である旨表示したものを除く）の全部または一部を複製することができるものとする。

12 サービス利用方法の説明

本サービスの導入以前に発注者等の利用者に対し、サービスの利用方法を説明することとし、その方法についてはあらかじめ協議するものとする。

13 サービスの内容

(1) 初期設定等のサービス

本サービスを使用するためのユーザーIDとパスワード（以下「ユーザーID」という。）の発行と通知、及びクラウドシステム環境等の環境構築を行うものとする。

(2) 基本サービス

以下の機能が利用できるものとする。

ア ログイン機能

(ア) 本システムの利用者はログインID・パスワードによって管理され、ログイン画面でIDとパスワードを要求・認証すること。

(イ) ログイン認証後、Tokenを発行し、ログイン以降のアクセスについてTokenが保持されているアクセスであることを確認する機能を有すること。

イ メニュー画面

(ア) 利用者毎に機能メニューへのアクセス制御が行われ、利用者毎に利用可能なメニュー表示を行う制御機能を有すること。

(イ) 委託業者に対してアクセス許可する機能は道路パトロール日誌関連機能に限定すること。

ウ 道路パトロール日誌入力機能（モバイルアプリケーション）

(ア) 道路パトロール時に現地でスマートフォン等のモバイルデバイスを利用して道路パトロール日誌の入力を可能とするモバイルアプリケーションを有すること。

(イ) パトロール開始前に、次の情報を記録する機能を有すること。

- ・巡回日（自動記録）
- ・巡回時刻（自動記録）
- ・パトロール区分（直営・委託）
- ・パトロールコース（選択肢から選択）
- ・パトロール種別（通常・夜間・緊急・苦情・事故）
- ・天候（晴れ・曇り・雨・雪・みぞれ）
- ・パトロール巡回者（直接入力）
- ・パトロール運転者（直接入力）

(ウ) パトロール中、予定のパトロールコースと、実際に走行した軌跡がスマートフ

オン上で表示可能であること。

(エ) 走行証跡として 30 分正時間隔で通過時刻を記録する機能を有すること。

(オ) モバイルアプリケーションの背景地図には刊広社の住宅地図を採用すること。

(カ) パトロール中に現地確認した結果を記録する機能を有すること。

(キ) 現地確認時に異状が見受けられない場合は、確認時刻、路線名、住所、位置情報を記録する。その際、確認時刻、路線名、住所は GPS 情報をもとに自動設定可能とすること。

(ク) 現地確認時に異状が見受けられた場合は、確認時刻、路線名、住所に加えて次の情報を記録する機能を有すること。

- ・ 処置前写真（地点毎に最大 10 枚）
- ・ 施設名（直接入力）
- ・ 異状状況（路面・法面・付属・不法・除雪・他から選択）
- ・ 異状詳細コメント（直接入力）
- ・ 処置内容（未処置・処置済（仮）・処置済・経過観察から選択）
- ・ 処置後写真（地点毎に最大 10 枚）
- ・ 処置後コメント（直接入力）

(ケ) 記録された道路パトロール日誌はリアルタイムにサーバにアップされ事務所と情報共有を可能とすること。

(コ) 通信が出来ないオフライン環境でも住宅地図の表示及び、道路パトロール日誌の入力を可能とするオフライン機能を有すること。

(カ) オフライン機能で入力された情報は、オンライン時に一括登録を可能とすること。

(シ) 道路パトロール終了時、GPS 情報から走行時間、走行距離を自動計算する機能と、パトロール中にアップロード失敗による登録漏れ有無を最終確認する処理機能を有すること。

エ 道路パトロール日誌入力機能（WEB アプリケーション）

(ア) モバイルアプリケーションで登録されたパトロール日誌情報の検索・照会・更新を可能とする機能を有すること。

(イ) 処置前後写真（各最大 10 枚）のうち、写真台帳に反映させる写真を各最大 6 枚選択する機能を有すること。

(ウ) 選択されなかった写真は削除しサーバ容量の逼迫を防止すること。

(エ) 選択されなかった写真は削除前に端末にダウンロードさせる機能を有すること。

(オ) 異状地点の位置を住宅地図上で確認する機能を有すること。

(カ) 道路パトロール情報をもとに次の道路パトロール帳票作成が可能であること。

- ・ 道路パトロール日誌（巡回記録）
- ・ 道路パトロール日誌（異状位置図（管内図））
- ・ 道路パトロール日誌（異状位置図（住宅地図））
- ・ 写真台帳

(キ) 道路パトロール日誌には、事務所内回覧用に押印欄を設けること。

(ク) 道路パトロール日誌には、管理番号が表現され帳票間の関連づけが把握できること。

(ケ) 事務所毎に回覧フローが異なるため事務所毎のパトロール日誌フォーマットが用意可能であること。

(コ) 道路パトロール日誌（異状記録）

現地確認記録（異状あり）として登録された情報を次の情報を明細として表現可能で可能であること。

- ・パトロール開始および終了時刻
- ・30分正時間隔の通過時刻
- ・確認時刻
- ・路線名＋施設名
- ・場所
- ・異状状況＋異状詳細コメント
- ・処置内容＋処置後コメント
- ・図番

(カ) 道路パトロール日誌（異状位置図（管内図））には地図上に次の情報が表現されること。

- ・パトロール開始ポイントと時刻
- ・パトロール終了ポイントと時刻
- ・予定パトロールコース
- ・モバイルアプリケーションで記録した走行軌跡
- ・30分正時を記録したポイントと時刻
- ・現地確認記録（異状なし）のポイントと確認時刻
- ・現地確認記録（異状あり）のポイントと図番

(キ) 道路パトロール日誌（異状位置図（住宅地図））は1異状1ページとし、異状地点が地図上にポイントで表現可能であること。

(ク) 写真台帳には処置前写真（最大6枚）、処置後写真（最大6枚）が表現可能であること。

(ケ) 処置内容に経過観察とされた記録毎に、経過観察期間中の記録（写真・異状詳細コメント）が一連で確認できる機能を有すること。

オ 修繕着手伺管理機能（職員のみ）

(ア) 道路パトロール日誌入力機能で修繕が必要と判断された異状について修繕伺いを記録する機能を有すること。

(イ) 民間業者より修繕見積もりを取得するため最大3者に対してメール通知及び異状位置図・写真台帳データを連携する機能を有すること。

(ウ) メール通知を受けた民間業者が、メール本文に記載された指定 URL から異状位置図・写真台帳データをダウンロードする機能を有すること。

(エ) 民間業者選定後の修繕実施内容（実施体制、処理状態、処理内容）を記録する機能を有すること。

(オ) 入力された修繕着手伺は帳票作成可能であること。

カ 一般・苦情受付機能（職員のみ）

(ア) 住民からの問い合わせ（一般・苦情）を受け付ける機能を有すること。

(イ) 一般受付について、問い合わせ内容を管轄事務所の担当者に対してメールで通知する機能を有すること。

- (ウ) 受付毎に PDF ファイルをファイリング可能とする機能を有すること。
- (エ) 一般受付通知を受けた管轄事務所の担当者が容易に問い合わせ内容にアクセスする手段を設けること。
- (オ) 受付で登録された異状地点は、道路パトロール機能で現地確認結果が登録可能であること。
- (カ) 道路パトロールの結果、修繕が必要な場合、修繕着手管理機能により修繕対応の記録を可能とすること。
- (キ) 道路パトロール日誌情報や修繕着手情報が登録されている場合、一般・苦情受付画面から当該情報にアクセス可能であること。
- (ク) 道路パトロール日誌情報や修繕着手情報が登録されていない場合、一般・苦情受付から当該情報を新規作成可能であること。

キ 事故受付管理機能（職員のみ）

- (ア) 住宅地図のエリア・ページ番号から事故受付地点の検索が可能であること。
- (イ) 住宅地図の市町村・大字で事故受付地点の検索が可能であること。
- (ウ) 事故加害者・被害者情報が複数件入力可能であること。
- (エ) 事故概要・被害概況・対応要否・対応内容について記録が可能であること。
- (オ) 受付毎に PDF ファイルをファイリング可能とする機能を有すること。
- (カ) 事故受付で登録された異状地点は、道路パトロール機能で現地確認結果が登録可能であること。
- (キ) 道路パトロールの結果、修繕が必要な場合、修繕着手管理機能により修繕対応の記録を可能とすること。
- (ク) 道路パトロール日誌情報や修繕着手情報が登録されている場合、事故受付画面から当該情報にアクセス可能であること。
- (ケ) 道路パトロール日誌情報や修繕着手情報が登録されていない場合、一般・苦情受付から当該情報を新規作成可能であること。

ク 各種集計・検索機能（職員のみ）

- (ア) 本システムで登録された道路パトロール日誌、修繕着手情報、一般・苦情受付、事故受付を検索し、検索結果を一覧表示・情報編集する機能を有すること。
- (イ) 検索結果の一覧から地図台帳・写真台帳をダウンロードする機能を有すること。
- (ウ) 検索結果の EXCEL 作成・ダウンロード機能を有すること。
- (エ) 集計条件を外部ファイルから読み込み、集計結果を画面に一覧表示させる汎用集計機能を有すること。
- (オ) 汎用集計機能の集計条件の追加・変更は容易に行えること。

ケ GIS 機能

- (ア) 本システムに表示する背景地図として刊広社の住宅地図(タイル形式)を採用すること。
- (イ) タイルは 256×256 の解像度でメッシュ分割すること。
- (ウ) タイル格納のディレクトリ構成は Open Layers の仕様に準拠すること。
- (エ) GIS に表示する地物データはレイヤー管理・表現可能とすること。
- (オ) 異状地点の凡例は、直営パトロール、委託パトロール、一般・苦情受付、事故受付・経過観察毎に色分けしたマーカーで表現可能とすること。

コ データ管理機能

- (ア) GISに表示する地物データはシステムにインポート・エクスポートする機能を用意すること。
- (イ) 事務所毎、委託会社毎にアクセス可能なデータを制御するアクセス権限管理機能を有すること。
- (ウ) 本システムの利用者情報の登録・編集を可能とすること。

サ 舗装劣化診断目視補助機能（職員のみ）

- (ア) パトロールコース毎に、道路パトロールカーに搭載したドライブレコーダーで撮影した路面を画像解析し100m区間毎の平均ひび割れ率および参考MCIを診断する画像解析機能を有すること。
- (イ) 受注者は画像解析によるサーバ負荷軽減のため画像解析専用環境を構築すること。
- (ウ) 受注者は発注者より診断対象路面を撮影したドライブレコーダーのデータ提供を受け、画像解析専用環境にて解析を実行する。なお、データ提供は受注者が指定する方式を採用すること。
- (エ) 受注者はデータ提供後1ヶ月を目安に画像解析を終え、診断結果をシステム上にアップロードすること。
- (オ) 地図上に100m区間毎にライン表示され、ライン選択時、路線・走行年月・起点・参考MCI（区間平均）・ひび割れ率（区間平均）を表示する機能を有すること。
- (カ) ライン選択された区間の参考MCIが4未満の場合、解析前後の画像を表示・ダウンロード可能とすること。
- (キ) ライン表示は参考MCIで3分類に色分けする機能を有すること。
- (ク) 診断結果は履歴管理可能とし、GIS機能上で走行年月を指定して診断結果の表示切り替えを可能とする。
- (ケ) 診断結果はパトロール記録地点、苦情受付地点、事故受付地点とレイヤーを重ねて表示可能とする。
- (コ) 診断結果は道路パトロール日誌（巡回記録（管内図））同様のレイアウトで様式出力可能とする。
- (サ) 直近の診断結果と過去の診断結果の相対評価を可能とし、参考MCIの上昇・変化なし・下降の3分類で色分けした結果を、道路パトロール日誌（巡回記録（管内図））同様のレイアウトで様式出力可能とする。
- (シ) 診断結果を管内別・パトロールコース別・路線別・一定の数値未満の100m区間別にリスト化し修繕工事の優先度判断を支援する機能を有する。リスト項目は、事務所名、パトロールコース、参考MCI（区間平均）、参考MCI（区間最小）、路線番号、路線種別、路線名、上り/下り、起点、終点、走行年月とする。

シ 舗装劣化診断目視補助機能の利用・運用条件

- (ア) 道路パトロールカーに搭載するドライブレコーダーは受注者が指定する機種とし、発注者等により設置・管理を行うものとする。
- (イ) 診断機能の解析は以下の条件下で撮影されたデータを対象とする。
 - ・日中の晴天時の乾燥路面であること
 - ・70km/h以下で走行したものであること
 - ・GPS受信可能な環境であること

・ひび割れが影に覆われていない環境であること

(ウ) 発注者は、舗装診断の予定走行コースを受注者に対して原則1ヶ月前に事前連絡する。

(エ) 受注者は、すべての予定されたコースの走行データ提供を受けた後、画像解析を実施する。画像解析は、原則年2回とし、これを超過する場合、受注者は、別途協議することができる。

ス 利用者数

本システムの1日あたりの想定利用者数は、別記2「利用者数」のとおりとする。

(3) 貸与機器の扱い

発注者等に対し、基本サービスの利用に必要なスマートフォン・タブレットを貸与し、貸与した機器でのインターネット通信サービスを提供するものとする。(それぞれの機器の仕様と通信の仕様は別記3「ハードウェア仕様」を参照)

ア 機器の貸与期間

貸与期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

イ 貸与機器の引き渡し

サービス開始時のこれらの貸与機器の引き渡し方法は、原則として受注者が決定する。発注者は、必要に応じて協議することができる。

ウ 使用保管管理

発注者等は、これらの貸与機器を、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

エ 保証

(ア) 保証期間

保証期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(イ) 機器の保証対象外となる場合

以下に列挙する場合は別途費用とする。

- ・メーカー以外の第三者による本製品の分解、改造を行った場合
- ・本体、使用パーツのシリアルナンバーの刻印やシールの改ざん、もしくは剥離、判読不可能な場合
- ・事故や自然災害、故障または過失による誤用、乱用、放置又は不適切なお手入れ、異常な状況で使用した場合に起因するダメージによる故障
- ・周辺機器（プリンタや光学デバイスなど）を不適切に取り付けた、または不適当に接続したことに起因するダメージによる故障
- ・外部の電気事故などによる外的事故に起因する故障
- ・ユーザーマニュアルの記載内容に反する使用方法、オペレーション及び保管条件、環境で使用したことに起因する故障
- ・メーカーが製造販売するパーツ以外のパーツを使用したことに起因する故障
- ・冷凍又は過熱による故障
- ・機器への破壊行為、窃盗、紛失
- ・データの損失におけるデータの復旧（機器故障に起因する場合であっても）

- ・修理・交換の過程で生じるソフトウェア、アプリケーションの消失やデータの消失

- ・バッテリー(消耗品扱いとする)

オ 返還

サービス終了時、発注者等はこれらの機器及び付属品を、サービス終了後ただちに返還するものとする。返還方法、及び返還期日は、協議するものとする。なお、返還前に、発注者等はこれらの機器に蓄積、記録したデータを自ら削除するものとする。

カ 免責

以下の事由による基本サービスの品質の低下は保証対象としないこととする。

- (ア) 発注者等がこれらの貸与機器及び通信を基本サービスの利用目的以外に使用したことによるもの。
- (イ) 貸与物件のソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)の不具合等の内、製造元からのパッチ等の提供がないために対応しえないもの。
- (ウ) サービス終了、または故障による機器取り替えのため、発注者等から返還された機器内にデータが残存したことによるもの。
- (エ) その他受注者の責に帰さない事由。

(4) システムの保守

サービスの実施期間中、以下のサポートを行うこととする。

ア 内容と種類

- (ア) サービスの仕様、操作方法に関する質問への回答及び助言
- (イ) サービスが正常に動作しない場合の回避措置に関する質問への回答及び助言
- (ウ) サービスの利用に必要なソフトウェアの更新版の提供

イ サポート窓口

電話またはメールによるサポート窓口の設置。

ウ 受付時間

- (ア) 電話での受付は平日の9時から17時まで(土・日・祝日・及び別に定める休日を除く)。
- (イ) メールでの受付は24時間。

(5) 地図ライセンス

発注者等は、本サービスの範囲内で地図データを利用できるものとし、以下の行為は行わないものとする。なお、利用できる地図の表紙年度、出版時期は、別記4「地図表紙年度・出版時期」のとおりとする。

- ・地図を複製等利用した印刷物について販売行為をすること
- ・不特定多数への配布や公開する目的での無断複製等に利用すること
- ・第三者への印刷・転載等の複製を委託すること

なお、地図データの更新にあたり、追加費用が発生する場合は別途協議とする。

別記1 セキュリティ対策事項

以下の対策事項を実施する。

- ・ユーザーID とパスワードによるログイン制限
- ・アカウントロック機能
- ・ユーザー認証用パスワードの有効期限設定
- ・ユーザーアカウントの有効期限設定
- ・本サービス利用時のプロトコルによるサーバ OS へのアクセス制限
- ・本サービス利用時の通信データの暗号化
- ・本サービスを構成するサーバ OS、ソフトウェアへのセキュリティパッチ適用(理由がある場合は実施しない)
- ・本サービスを構成するサーバ OS へのウィルス対策ソフト導入(理由がある場合は実施しない)

別記2 利用者数

本システムの日あたりの想定利用者数及び入力データについては以下のとおり。

① 利用想定数

項目	想定数	備考
拠点数	9 拠点	富山県土木部道路課 富山県土木センター・事務所 8 箇所
委託会社	31 社	
職員 (デスクトップ)	2 台	1 拠点あたりの最大同時利用端末数
職員 (スマートフォン)	18 台	富山県土木センター・事務所 8 箇所
職員 (タブレット)	30 台	維持担当職員向け非常時利用端末
委託会社 (デスクトップ)	31 台	1 委託会社あたりの最大同時利用端末数 1 台
委託会社 (スマートフォン)	31 台	1 委託会社あたりの端末数 1 台

※拠点のうち土木部道路課では、全ての土木センター、事務所のデータを閲覧、修正、加工等を可能とする。

② スマートフォン1台あたりの想定データ量

項目	想定数	備考
異状入力件数 (/日)	約 5 件	-
異状入力データ量(/日)	約 50MB	1 地点：最大写真 20 枚(0.5MB/枚)=10MB 1 巡回：10MB * 異状 5 地点=50MB
月あたりのデータ量	約 1GB	巡回数 (/月)：20 回 = 50MB * 20 = 1GB

③ タブレット1台あたりの想定データ量

原則、住宅地図の閲覧、各種登録情報の検索・照会用途として最小限の通信量を想定する。

項目	想定数	備考
月あたりのデータ容量	3GB	-

別記3 ハードウェア仕様

通信サービスに利用する機器及び通信の仕様は、下表のとおり。

	スマートフォン	タブレット
台数	18台(職員)、31台(委託会社)	30台(職員)
画面サイズ(目安)	5.6インチ	10インチ
重量(目安)	160g	550g
OS	Android 8.1	Windows 10 Pro 64bit
メインメモリ	3GB	8GB
ストレージ容量	32GB	128GB(SSD)
SIMスロット	SIMフリー SIMサイズ: NanoSIM	SIMフリー SIMサイズ: NanoSIM
Bluetooth	Bluetooth® Ver. 4.2	Bluetooth® Ver. 4.2
インターフェース	USB TYPE-C×1、マイクロホン/ヘッドホン・コンボジャック×1	USB TYPE-C×1、3.5mm ヘッドフォンジャック×1
付属品	充電器 ネックストラップ	充電器 Microsoft Office Standard 2019(outlook、Excel、Word、PowerPoint)
バッテリー駆動時間	連続待受時間: 約 600 時間	8~9 時間 (連続動画再生)
セキュリティソフト	月額サービスのセキュリティ対策を実施すること	月額サービスのセキュリティ対策を実施すること
遠隔保守機能	遠隔からリモートでの操作が可能とすること	
ネットワーク	NTT ドコモ用 SIM 搭載	NTT ドコモ用 SIM 搭載
キャリア	NTT ドコモ	NTT ドコモ
音声通話	提供なし	提供なし
回線容量	定額通信のみ 3GB/月 規定値まで速度制限なし ※超過時は月末まで 128Kbps に制限	定額通信のみ 3GB/月 規定値まで速度制限なし ※超過時は月末まで 128Kbps に制限

別記4 地図表紙年度・出版時期

地図ライセンスについては、以下の刊広社の地図表紙年度・出版時期以降とする。

表紙年度	版名	出版時期	掲載市町村
R05	富山市南版	R05.03	富山市
R05	富山市北版	R05.03	富山市
R05	滑川市版	R05.05	滑川市・立山町・上市町・舟橋村
R05	魚津市・黒部市版	R05.07	魚津市・黒部市・入善町・朝日町
R02	高岡市版	R02.08	高岡市
R02	小矢部市版	R02.09	小矢部市
R04	砺波市版	R04.09	砺波市
R04	南砺市版	R04.10	南砺市
R01	氷見市版	R01.11	氷見市
R02	射水市版	R02.12	射水市